【事業の概要】

浸水対策重点地域緊急事業とは

中小河川の氾濫により深刻な影響が生じた地域において、再度災害の防止等を図ることを目的に防災・安全交付金で集中的な対策を行う事業です。
当該地域で実施する河川事業に加えて、土地の利用規制や整備効果を維持させる維持管理の取組等の自治体の独自対策と一体となり実施します。

広川浸水対策重点地域緊急事業の概要

- 事業目的：令和５年７月豪雨と同規模の洪水に対して、河川からの氾濫による床上浸水被害を軽減させます。
- 事業区間：下広川橋～棚下橋下流
- 事業延長：10.84ｋｍ
- 事業期間：令和6年～令和10年（予定）
- 事業費　：約112 億円
- 実施内容：堰改修、河道掘削、護岸整備、橋梁架替等

主な実施内容１：固定堰の可動堰化

広川では多くの固定堰があり、大雨時に流水が堰に当たることで上流側の水位が上昇し、洪水リスクが高まる傾向にあることが確認されています。
このため既存の固定堰を可動堰として改築することで、通常時の利用はこれまで通り変わらず、大雨時には堰が転倒し、河川水を安全に流下させます。

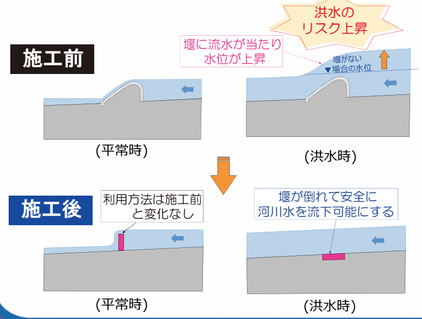

【改築前：固定堰（山の内堰）】

【改築後イメージ：可動堰（起伏時）】

【改築後イメージ：可動堰（倒伏時）】

主な実施内容２：河道内の掘削

広川では川幅が狭い箇所などがあり、大雨時の流下に必要な河積断面が足りない区間が確認されています。このため河道掘削・護岸整備の実施により川の容積を広げて流下能力を向上させます。

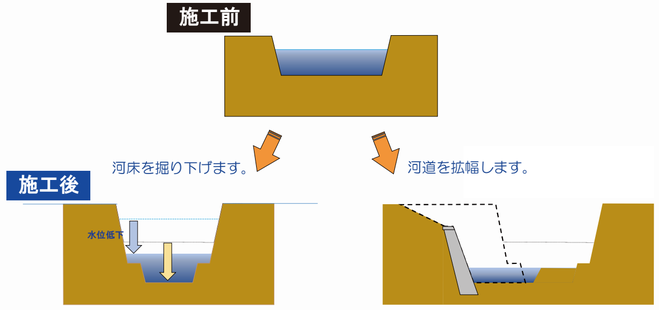

主な実施内容３：立地適正化計画による家屋誘導

河道掘削後の浸水リスクの高いエリアでは、広川町が策定する都市計画マスタープランの『立地適正化計画』の防災指針として、居住誘導区域から除外し、土地利用を規制します。

※本事業計画の令和7年度時点の計画内容であり詳細な改修内容・位置・施工時期は変更になる場合があります。